

長崎県退職者の再就職に関する取扱要領

第1条 目的

この要領は、長崎県退職者の再就職に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2条 利害関係企業等

要綱第4条第1項の営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして別に定めるものは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている営利企業等、当該許認可等の申請をしている営利企業等及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等
- (2) 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により都道府県が支出する補助金をいう。以下同じ。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている営利企業等、当該補助金等の交付の申請をしている営利企業等及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等
- (3) 立入検査、監査又は監察（法令の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受けている営利企業等及び当該検査等を受けようとしていることが明らかである営利企業等（当該検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わる職員にあっては、当該検査等を受ける営利企業等）
- (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき営利企業等
- (5) 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導のうち、法令の規定に基づいてされるものをいう。以下同じ。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている営利企業等
- (6) 県が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下単に「契約」という。）に関する事務 当該契約（電気、ガス又は水道水の供給及び職員の退職管理に関する細則（平成28年告示第2号）第3条に定める給付を受ける契約を除く。以下この号において同じ。）を締結している営利企業等、当該契約の申込みをしている営利企業等及び当該契約にかかる入札参加資格を有する営利企業等

第3条 公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合

要綱第4条第2項第3号の公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として別に定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合とする。

- (1) 要綱第4条2の(3)の承認（以下「求職の承認」という。）の申請をした職員が当該申請に係る利害関係企業等との間で職務として携わる第2条各号に掲げる事務について、それぞれ職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職員の裁量の余地が少ないと認められる場合
- (2) 利害関係企業等が求職の承認の申請をした職員の有する高度の専門的な知識経験を必要とする当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを当該職員に依頼している場合に

において、当該職員が当該地位に就こうとする場合（当該職員が当該利害関係企業等に対し、現に検査等を行っている場合及び行おうとしている場合（当該検査等をする事務が前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）その他、当該職員が、当該利害関係企業等に対し不利益処分をしようとする場合を除く。）

(3) 職員が利害関係企業等を経営する親族からの要請に応じ、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就く場合（当該職員が当該利害関係企業等に対し、現に検査等を行っている場合及び行おうとしている場合（当該検査等をする事務が第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）その他、当該職員が、当該利害関係企業等に対し不利益処分をしようとする場合を除く。）

(4) 利害関係企業等の地位に就く者が一般に募集され、その応募者が公正かつ適正な手続により選考されると認められる場合において、当該応募者になろうとする場合

第4条 求職の承認の手続き

要綱第4条第2項第3号の求職の承認を得ようとする職員は、利害関係企業等に対する求職承認申請（様式第1号）により、次に掲げる必要書類を添付して、任命権者に提出しなければならない。

(1) 承認の申請に係る利害関係企業等の定款又は寄附行為、組織図、事業報告その他の当該利害関係企業等が現に行っている事業の内容を明らかにする資料

(2) 承認を得ようとする職員の職務の内容を明らかにする資料

(3) 承認を得ようとする職員の職務と当該承認の申請に係る利害関係企業等との利害関係を具体的に明らかにする調書

(4) 第3条の第1号に係る承認の申請である場合には、承認を得ようとする職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況を記載した調書

(5) 第3条の第2号に係る承認の申請である場合には、承認を得ようとする職員が、当該承認の申請に係る利害関係企業等又はその子法人の地位に必要とされる高度の専門的な知識経験を有していることを明らかにする調書

(6) 第3条の第3号に係る承認の申請である場合には、次に掲げる書類

ア 利害関係企業等を経営する親族からの要請があったことを証する文書

イ 承認を得ようとする職員と利害関係企業等を経営する親族との続柄を証する文書

(7) 第3条の第4号に係る承認の申請である場合には、当該申請に係る利害関係企業等の地位に就く者を募集する文書

(8) その他参考となるべき書類

第5条 長崎県退職者再就職支援の手続

要綱第2条の別に定める長崎県退職者再就職支援の手続は、以下のとおりとする。

(1) 求人希望のある団体等の把握については、次により行うものとする。

ア 県は、県退職者の雇用を希望する団体等（以下「求人団体等」という。）から求人要請がある場合に、その求人内容について把握を行うこと。

イ 求人団体等が県に求人要請する場合は、求人票（様式第2号）に必要事項を記入し、県へ提出すること。なお、求人票の有効期限は、原則、県へ提出した日の属する年度の年度末までとする。

(2) 再就職希望者リストへの登録については、次により行うものとする。

ア 県は、定年退職又は勧奨退職し、要綱に基づき再就職を希望する者について、再就職希望者リスト（以下「リスト」という。）へ登録を行うこと。なお、リストの有効期限は、原則、登録した日の属する年度の年度末までとする。

イ リストへの登録を希望する者は、再就職希望者リスト登録票（様式第3号）（以下「登録票」という。）に必要事項を記入し、県へ提出すること。

ウ リストへの登録事項は、登録票の記載事項とする。

(3) 再就職の内定については、次により行うものとする。

ア 県は、求人団体等から求人票が提出されたときは、リストに登録されている人材情報の中から、個人が特定される情報を除いた登録事項の提供を行うこと。

イ 求人団体等は、提供された人材情報により、面接等を希望する人材を選定し、県に通知すること。

ウ 県は、求人団体等が選定した人材の中から適材適所な者を総合的に判断のうえ1名を選定し、選定した1名に求人団体等の情報を提供することにより再就職希望者の就職意向の確認を行うこと。

エ ウにより再就職希望者が当該求人団体等への再就職を希望する場合は、当該求人団体等に対し、個人が特定される情報を含む人材情報を提供し、以降は両者が日程を調整し、面接等を実施すること。なお、求人団体等が選定したリスト登録者に、当該求人団体等を希望するものがない場合、または、適材なものがない場合は、県はその旨を当該求人団体等へ通知すること。

オ リスト登録者は、面接等の実施後、速やかに県へその結果を報告すること。

カ リスト登録者は、再就職が内定した場合は、再就職内定報告書（様式第4号）により県へ報告すること。

(4) 求人団体等に対する要請等については、次のとおり行うものとする。

県は、求人団体等に対し、人材の選定に関する記録等を行うことを要請すること。

また、県退職者が再就職している団体等に対し、当該再就職者の補職、給与等に関して、透明性・公平性・合理性に留意するよう協力を要請すること。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年 1月 1日から施行する。

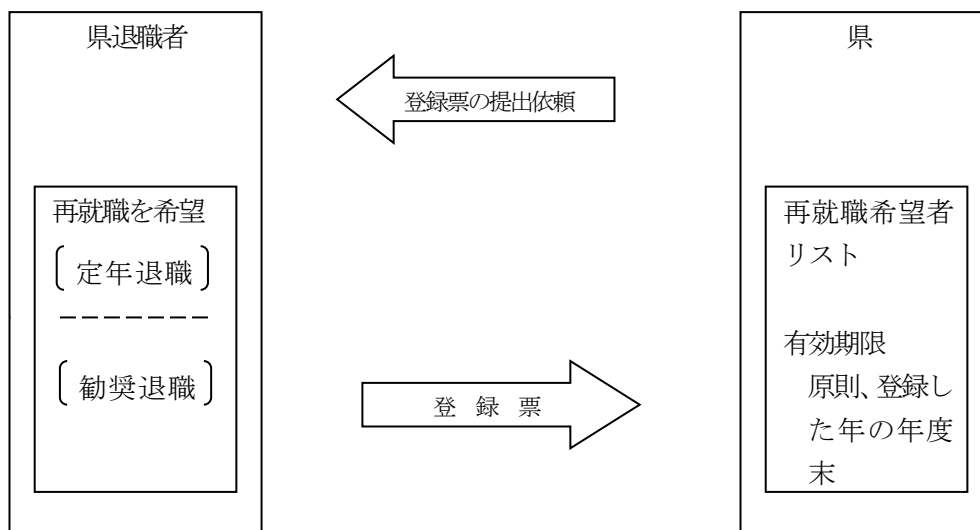
附 則

この要領は、令和 7年 4月 1日から施行する。

- 別記様式第1号 (第4条関係)
- 別記様式第2号 (第5条第1項イ関係)
- 別記様式第3号 (第5条第2項イ関係)
- 別記様式第4号 (第5条第3項カ関係)

【長崎県退職者再就職制度のフロー】

1 再就職希望者リストへの登録



2 再就職の内定

